

平成30年第4回下仁田町議会臨時会会議録第1号（29日）

招集年月日	平成30年11月29日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時	開 会	平成30年11月29日午前10時00分			議 長	堀 口 博 志
及 び 宣 言	閉 会	平成30年11月29日午前10時52分			議 長	堀 口 博 志
応（不応）招議員	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
及び出席並びに	1	小 須 田 肇	○	7	佐 藤 勇 二	○
欠 席 議 員	2	岡 田 邦 敏	○	8	千 野 榮 治	○
出席 12名	3	永 井 正 之	○	9	島 崎 紘 一	○
欠席 名	4	木 暮 弘 元	○	10	堀 口 博 志	○
欠員 名	5	岩 崎 正 春	○	11	岡 田 武 二	○
凡 例	6	佐 藤 博	○	12	佐 藤 公 夫	○
○ 出席を示す						
△ 欠席を示す						
× 不応招示す						
会議録署名議員	4番	木 暮 弘 元	5番	岩 崎 正 春		
職務のため議場に出席したものの氏名	事 務 局 長	樋 口 令 子		書 記	佐 藤 里 奈	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男		保 健 環 境 課 長	岩 井 収	
	教 育 長	茂 木 学		農 林 課 長	佐 藤 正 明	
	町 長 公 室 長	神 戸 宏		商 工 観 光 課 長	岡 野 均	
	総 務 課 長	浅 川 幸 則		建 設 ガ ス 水 道 課 長	林 光 一	
	地 域 創 生 課 長	猪 野 馨		教 育 課 長	大 小 原 敏 江	
	住 民 税 務 課 長	林 通 典				
	会 計 課 長	(住民税務課長兼務)				
	福 祉 保 険 課 長	岡 田 恵 子				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
町長挨拶
全員協議会
- 3 議案第70号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 4 第71号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 5 第72号議案 下仁田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 第73号議案 しもにたバス条例の一部を改正する条例
- 7 第74号議案 平成29年度「道の駅しもにた」道路改良及び駐車場整備等工事請負契約の変更について

会 議 の 経 過

開 会 平成30年11月29日 午前10時00分

○議長 堀口博志 ただいまから、平成30年第4回下仁田町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 堀口博志 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番 木暮弘元君と、5番 岩崎正春君を指名いたします。

○議長 堀口博志 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日一日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長 堀口博志 続いて、町長から臨時会招集の挨拶を願います。町長
(原秀男町長 登壇)

○町長 原秀男 おはようございます。

平成30年第4回下仁田町議会臨時会開会に当たり、ご指名をいただきましたので一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様におかれましては臨時会にご参集いただき、大変ありがとうございます。

去る23日に開催いたしました下仁田ねぎ祭りは、おかげさまをもちまして数多くのお客様にご来場いただき、地域ブランドのかなめである下仁田ねぎを内外に広くアピールすることができたことと認識しております。

さて、本臨時会には、国の人事院勧告を踏まえ、諸給与支給条例の一部を改正する条例のほか、しもにたバス条例の一部改正並びに道の駅しもにたの工事請負契約の変更についてご提案申し上げます。詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成30年第4回議会臨時会開会に当たりましての挨拶といたします。

○議長 堀口博志 ここで、暫時休憩いたします。

なお、引き続きまして、302委員会室において全員協議会を開催いたしますので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようお願いいたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時37分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

○議長 堀口博志 日程第3、議案第70号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(樋口令子議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 樋口令子 命によりまして、議案書を朗読いたします。

議案第70号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び下仁田町議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 30 年 11 月 29 日、下仁田町議会議長 堀口博志様。

提出者、下仁田町議会議員 島崎紘一、賛成者、同 小須田肇、岡田邦敏、永井正之、岩崎正春、千野榮治、岡田武二、佐藤公夫。

別紙をごらんください。

下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例。

第 1 条、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 227.5」を「100 分の 232.5」に改める。

第 2 条、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 212.5」を「100 分の 222.5」に、「100 分の 232.5」を「100 分の 222.5」に改める。

附則、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提出の理由でございますが、地方公務員の給与改定に伴い、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

○議長 堀口博志 朗読が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第 70 号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 堀口博志 挙手多数です。

よって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第 4、第 71 号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長公室長に求めます。町長公室長

(神戸宏町長公室長 登壇)

○町長公室長 神戸宏 命によりまして、第71号議案をご提案、ご説明いたします。

第71号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例。

第1条、下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条、下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中、「100分の212.5」を「100分の222.5」に、「100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

附則、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月29日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第71号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 堀口博志 挙手多数です。

よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第5、第72号議案 下仁田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長公室長に求めます。町長公室長

(神戸宏町長公室長 登壇)

○町長公室長 神戸宏 命によりまして、第72号議案をご提案、ご説明いたしま

す。

第72号議案 下仁田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、下仁田町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

附則、施行期日等、第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第1条及び第3条の規定、平成30年12月1日。

第2号、第2条及び第4条の規定、平成31年4月1日。

以下につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

平成30年11月29日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第72号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。

よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第6、第73号議案 しもにたバス条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を地域創生課長に求めます。地域創生課長

(猪野馨地域創生課長 登壇)

○地域創生課長 猪野馨 命によりまして、第73号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第73号議案 しもにたバス条例の一部を改正する条例。

しもにたバス条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号「初鳥屋線（本宿－初鳥屋）」を「初鳥屋線（下仁田駅－滑一本宿－初鳥屋）」に改める。

附則、この条例は、平成31年1月1日から施行する。

平成30年11月29日提出、下仁田町長 原秀男。

以上であります、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第73号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 堀口博志 挙手全員です。

よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第7、第74号議案 平成29年度「道の駅しもにた」道路改良及び駐車場整備等工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を商工観光課長に求めます。商工観光課長

（岡野均商工観光課長 登壇）

○商工観光課長 岡野均 命によりまして、第74号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第74号議案 平成29年度「道の駅しもにた」道路改良及び駐車場整備等工事請負契約の変更について。

平成29年8月30日第68号議案で議会の議決を経た、平成29年度「道の駅しもにた」道路改良及び駐車場整備等工事請負契約について、下記のとおり請負契約に変更を生じたため、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記、契約の目的、変更前、平成29年度「道の駅しもにた」道路改良及び駐車場整備等工事請負契約、変更後、変更前に同じ。

契約の方法、変更前、指名競争入札による契約、変更後、変更前に同じ。

契約の金額、変更前、1億9,224万円、変更後、2億743万5,600円。

契約の相手方、変更前、下仁田町大字馬山3709-1、神戸土木株式会社代表取締役 神戸康宏、変更後、変更前に同じ。

平成30年11月29日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第74号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。

よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

これをもちまして、平成30年第4回下仁田町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉 会

平成30年11月29日 午前10時52分

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 堀 口 博 志

署名議員 木 暮 弘 元

署名議員 岩 崎 正 春
